



台東区社会福祉協議会 事業案内

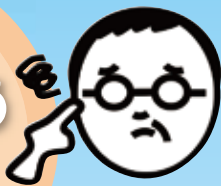
令和元年度
保存版

〒110-0004
東京都台東区下谷1-2-11
☎03-5828-7545 (代表)

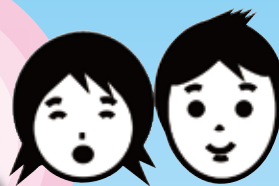
地域で気になることは、私たちにご相談ください!!

コーディネーター担当は、福祉に関する身近な相談業務を通じ、誰もが孤立せずみんなで支え合う地域を実現するお手伝いをしています。

だれに
相談したら
よいか
分からない



地域の
情報を
知りたい



近所で
気になる
人がいる...



地域の
ために
支え合いの
活動が
したい



そんな時は...

地域福祉コーディネーター
生活支援コーディネーター
へご相談ください!!

コーディネーター担当

TEL 03-5828-7556



福祉サービスの利用や日常金銭管理のお手伝い
あんしん台東

TEL 03-5828-7507

地域福祉権利擁護事業

対象者 認知症、知的障害、精神障害等で
判断能力が十分でない方

援助内容 基本料金 (利用料)

① 福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスの利用についてご案内します。
- ・福祉サービスの利用の手続きや
利用料支払いの手続きを支援します。

1回1時間まで **800円**
以降30分までごとに
400円加算

② 日常的な金銭管理サービス

- ・預貯金の出し入れを行います。
- ・公共料金や家賃の支払い手続きを支援します。

通帳等を利用者が保管

通帳等を社協が保管

月 **800円**

③ 書類等預かりサービス

- ・年金証書や権利証等を貸金庫にてお預りします。
(※書類等預かりサービスのみの利用は不可)

月 **800円**

成年後見制度

《成年後見制度の相談》

- ・制度に関する相談を受け付け、ご説明します(制度に関するパンフレットもご用意しています)。
- ・司法書士による無料相談会を定期的に行っています(要予約)。

《成年後見制度の申立て手続きに関する支援》

- ・申立てに必要な手続きや申立て書類をご案内し、
手続きに関する相談に応じます。

《法人による後見人等の受任》

- ・法人後見をお受けしています(受任には一定の条件があります)。

《市民後見人の育成》

- ・一般区民の方が市民後見人として活動できるように、台東区と連携して養成を行っています。

その他のサービス

《福祉サービスに関する苦情受付》

福祉サービス利用に関しての疑問や苦情を受け付け、よりよい福祉サービスが受けられるように支援します。

《福祉の法律相談(無料)》

弁護士が相談に応じます。
(月1回、要予約)



子育て家庭の育児を手助け

TEL 03-5828-7548

台東区ファミリー・サポート・センター

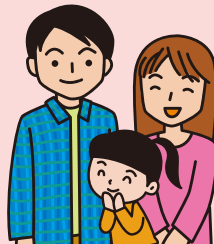
台東区ファミリー・サポート・センターは地域の皆様の協力により、一時的に育児の手助けが必要な方にその手助けができる方を紹介し、子育て家庭の支援をしています。ご利用を希望される方は、入会説明会に参加し会員登録していただきます。詳しくはお問い合わせください。
※登録料・年会費は不要です。

一般預かり 6:00～23:00まで

依頼会員

(育児の手助けが必要な方)

生後43日以上
小学生以下のお子さんを
預けたい方



援助の提供

謝礼・実費の支払い

*お子様が病気のときの預かりはできません。

謝礼

平日7時～21時

1時間 700円



提供会員(育児の手助けができる方)

育児の手助けができる方

援助内容：提供会員宅での預かり・
保育施設等への送迎

*依頼会員と相談の上「子ども家庭支援センター」や「児童館」などの児童関連施設を利用することもできます。

平日6時～7時・21時～23時

土日祝日・年末年始

1時間 800円

子育て家庭家事援助利用券

区内の乳幼児を育てる家庭において、家事を行うことが困難で、ホームヘルパーを必要とする場合、その費用の一部を助成する利用券を交付します。注)台東区ひとり親家庭ホームヘルプサービス受給者は対象外

利用できる方：区内在住・就学前のお子様がいる方

援助内容：掃除・洗濯・食事づくり・買物など

援助方法：指定の事業者へ直接派遣依頼

申請手続き：母子手帳・印鑑を持参のうえ、台東区ファミリー・サポート・センターまでお越しください。

*お越しの際は事前にご連絡ください。

お泊りサポート

一般の預かりの実績がある方で、保護者が出張や病気、冠婚葬祭等により、一時的にお子様の養育が困難な状況の時に利用できます。

謝礼金：1泊 1万円(21時～翌朝8時まで)

対象年齢：満1才以上小学6年生まで

利用手続き：別途書類あり

(必ず利用3日前までに打合せを行います)

*ご利用を希望される方は、台東区ファミリー・サポート・センターまでお問い合わせください。



一定所得以下の世帯等への各種資金の相談・貸付

TEL 03-5828-7547

生活支援室

それぞれの資金において、所得・住所などの要件をすべて満たしている方が対象です。
まずはお電話にてお問合せください。(ホームページにて詳細をご覧ください。)

台東区社協では、受験のための塾代や受験料の貸付、
入学金や授業料などの貸付を無利子で行っています。

受験生チャレンジ支援貸付事業		教育支援資金	
中学3年生・高校3年生等の 受験生がいる家庭 *収入要件あり(生活保護世帯は対象外)		対 象	高校・大学・専門学校・大学に在学中または、 進学予定のお子さんがある世帯(生活保護 世帯も対象)
塾受講料(上限)	受験料(上限)	貸付限度額	教育費(上限)
中学3年生 200,000円	中学3年生 27,400円		高等学校・専門学校 月額 52,500円
高校3年生 200,000円	高校3年生 80,000円		高等専門学校・ 短期大学・専修学校 月額 90,000円
			大学 月額 97,500円
生計中心者 (20歳以上、原則として世帯主)		申 請 者	進学を希望するお子さん *申請者・親権者との面接があります。
原則必要 *連帯保証人が確保できない場合はご相談ください。		連帯保証人	原則不要
最長5年(60回)以内、無利子 *対象の学校へ入学後、申請をすることにより 返済免除になります。		返 済	最長14年(168回)以内 無利子 返済免除制度なし
支払い済みのものでも申請が可能		そ の 他	支払い済みのものは対象外

生活福祉資金

低所得世帯、障害者や高齢者世帯に対して、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的に各種資金の貸付を行います。

《福祉資金》

日常生活を送る上で、出産・葬儀・住居の移転・療養など、一時的に必要な資金の貸付

《緊急小口資金》

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となり、真に必要ながあると認められる世帯への小額の貸付

《不動産担保型生活資金》

現在居住している自己所有の不動産(土地・建物)に将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対する、その不動産を担保とした生活資金の貸付

《総合支援資金》

失業などにより日常生活全般に困難を抱えている世帯に対し、世帯の自立を目的とした相談支援(就労支援・家計指導など)と生活費などの貸付



ボランティア・地域活動に関する総合相談窓口

TEL 03-3847-7065

台東ボランティア・地域活動サポートセンター

台東ボランティア・地域活動サポートセンターは、ボランティア活動の育成と支援、地域活動団体支援のために、情報提供・コーディネート・ネットワークづくりを行っています。

ボランティア活動の推進

ボランティア活動に関心がある人、ボランティア活動をしてほしい人・団体などを支え、つないでいきます。情報提供、各種講座、研修会などを実施しています。窓口では、ボランティア保険・行事保険の受付もしています。



地域で活動する団体へのサポート

《相談》

団体運営についての一般相談のほか、会計・税務、法律、労務の専門家による個別相談(要事前予約)を実施しています。

《情報発信》

情報コーナー・情報誌・台東区地域活動支援サイトで地域活動情報を発信しています。

《講座》

団体運営等に役立つ講座を実施しています。

《機材の利用・貸出し》

印刷機・紙折り機の利用、プロジェクター・スクリーンの貸出しを行っています。

※事前に団体登録が必要です。詳細は、お問合せください。



印刷機



閲覧スペース

日常生活のサポート

《ふれあいサロンの支援、ご案内》

ふれあいサロンとは、地域での居場所や交流の場です。

《車いすの貸出し》

一時的に必要な方に車いす(大人用・子供用)の貸出しをしています。

《福祉車両の貸出し》

外出に大きな制限を受ける方に、福祉車両の貸出しをしています。

※登録、利用には一定の要件があります。



災害への取組み

《災害ボランティアセンターの設置》

災害時に、区との協定に基づいて災害ボランティアセンター※を設置します。

※災害ボランティアセンターとは、災害時に発生する困りごとに対して、ボランティア活動の環境を整えることを目的として設置されるセンターです。

《災害ボランティア》

・登録者の方には、災害時、台東区災害ボランティアセンターの立ち上げ・運営に可能な範囲でご協力いただきます。(登録申請が必要です。)

・『災害ボランティア入門講座』、『災害ボランティアセンター設置・運営訓練』、『災害ボランティアフォローアップ研修』を実施しています。



災害ボランティアセンター設置・運営訓練の様子

新規 社協会員募集中!!

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心として社会福祉法に基づき、全国の都道府県市区町村に設置されています。

台東社協の活動は、皆さまからの会費により支えられています。

会 費	個人会員 (個人または、世帯単位)	1,000円
	団体会員 (社会福祉団体、一般企業、町会など)	2,000円
	特別会員 (個人、団体など)	10,000円

平成30年度会員数 5,274人
(個人会員 4,868人 団体会員 338人 特別会員 69人)
平成31年3月末現在

お待ちしております!

新規に社協会員入会希望の方は、この払込取扱票にご記入いただき、郵便局でご納入ください。(手数料はかかりません)

02 東京		払 込 取 扱 票										通常払込料金 加入者負担										
口座記号番号												金 額	千	百	十	万	千	百	十	円		
0 0 1 1 0 9												1	1	6	3	2						
加入者名 社会福祉法人 台東区社会福祉協議会												料 金	備考									
通 信 欄 ※ 社協会員加入お申込書 貴会の趣旨に賛同し、会員として入会を申し込みます。 個人会員 1,000 円 × () 口 特別会員 10,000 円 × () 口 団体会員 2,000 円 × () 口 ※会費は、振替払込請求書兼受領証をもって領収書に代えさせていただきますのでご了承下さい。																						
ご依頼人 ご住所(〒 -) ふりがな お名前 (ご連絡先電話番号 -)												日										
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号東第56484号) これより下部には何も記入しないでください。												附										
												印										

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号												通常払込 料金加入 者 負 担
0 0 1 1 0 9												
1 1 6 3 2												
加入者名 社会福祉法人 台東区社会福祉協議会												
金 額												
千 百 十 万 千 百 十 円												
おなまえ ※												
ご依頼人												様
料 金												日 附 印
備考												

この受領証は、大切に保管してください。



高齢者の方・障害のある方へのお手伝いはつらつサービス

TEL 03-5828-7541

台東区内にお住まいの65歳以上の高齢者や障害のある方に、住みなれた街でいつまでも安心して暮らしていただけるように地域で自立生活をささえる事業です。

※協力会員さん(有償ボランティア)の活動にはボランティアポイントがつきます。(10ポイントでフオカード1,000円と交換)

家事援助サービス



平日1時間 700円
休日1時間 770円

掃除・洗濯・買い物・散歩同行・お話し相手などでお困りの方に有償ボランティアがお手伝いします。

対象

高齢者や障害のある方で日常生活にお困りの方
※介護保険外のサービス

※ボランティアポイントの対象です。

介護援助サービス



平日・休日1時間 1,050円

通院同行(車いす)など介護が必要でお困りの方に有償ボランティアがお手伝いします。

対象

高齢者や障害のある方で日常生活にお困りの方
※介護保険外のサービス

※ボランティアポイントの対象です。

身の回り応援サービス



30分 300円

30分以内のできる電球の交換など日常生活でのちょっとした困りごとにお有償ボランティアがお手伝いします。

対象

高齢者のみの世帯や障害者のみの世帯

※ボランティアポイントの対象です。

配食サービス



昼食 430円～480円 複数の業者から選べます
夕食 430円～591円

※特別食あります。(カロリー調整食・たんぱく質調整食) 昼食・夕食 640円～750円
高齢者向けのお弁当をお届けし、安否を確認します。

対象

高齢者や障害のある方でお食事を作ったり、買って来ることが困難な方

※金額は変更する場合がございます。

紙おむつの支給



ひと月に2パックを
無料支給

紙おむつを必要としている方に紙おむつを支給しています。

対象

- ①介護保険申請中の方(詳細要件あり)
- ②身体障害者手帳3～6級の方(3歳未満の1・2級の方)
- ③愛の手帳3・4度の方(3歳未満の1・2度の方)

※区の高齢福祉課、障害福祉課から支給されている方は対象外

訪問理美容サービス



1,000円(1枚に付き)

理容師または美容師が訪問し、ご家庭で散髪するサービスの利用補助券を交付します。

対象

- ①要介護4・5度の方
- ②下肢または体幹機能障害1・2級の方
- ③愛の手帳1・2度の方
- ④東京都重度心身障害者手当を受給している方

住宅用火災警報器



1,000円

直接業者にお支払いください。

住宅用火災警報器(煙式)を業者が設置いたします。

※有効に作動する火災警報器を設置している世帯、公的住宅・ホテルに居住している世帯は対象外

対象

高齢者のみの世帯か障害者手帳を所持する方がいる世帯



(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。

収入印紙

課税相当額以上
貼付

印



ご協力ありがとうございました。

この場所には、何も記載しないでください。

台東区社会福祉協議会のホームページやフェイスブックでも随時、情報を更新しています。



台東区社会福祉協議会
はつらつキャラクター

〒110-0004 東京都台東区下谷1-2-11
☎03-5828-7545(代表)

たいとう社協

検索

f <https://www.facebook.com/taito.csw>

